



犬猫パートナー通信は、パートナー登録事業所から飼い主の皆様へ、県内譲渡の日程、ペットを飼う上で知っておいてほしいことなどをお届けする情報紙です。



犬猫の譲渡を受けるには

新しく飼い主になる方には地域の模範的な飼い主になってほしいにや～施設ごとに守るべき項目があるから確認してね♪

県内の行政施設から犬猫の譲渡を受ける流れは施設によって異なります。以下の施設から譲渡を希望する際は、**初めに講習会や申込会の参加が必要**です。詳しい情報は各施設の二次元バーコードを読み取って確認してください。



●群馬県動物愛護センター



※ご不明な点がございましたら、**直接センターへ**お問合せください。
☎0270-75-1718

●前橋市保健所衛生検査課



●高崎市動物愛護センター



⚠️ ペットに与えてはいけない食べ物 ⚠️

人の食べ物の中には、犬や猫に害を及ぼすものがあります。以下の食べ物を絶対に与えないでください！これらの食べ物の管理に十分気を付けて、ペットの健康を守りましょう 🐶

参考：環境省『飼い主のためのペットフード・ガイドライン～犬・猫の健康を守るために～』 p.6



犬や猫に有害な成分を含む食品



ニラ/ネギ/タマネギ/ニンニク

有害成分：アリルプロピルジルスルフィド
煮汁などにも有害成分は残ります ※貧血



チョコレート

有害成分：テオブロミオン
※嘔吐・下痢・発熱・痙攣



特に犬は注意！

キシリトール入りのガム

有害成分：キシリトール
※血糖値低下・嘔吐・肝不全



生の魚介類

有害成分：ビタミンB1分解酵素
※後肢麻痺



干しぶドウ/ぶドウ

有害成分：未特定
※腎不全

飲み込むと危険



鶏の骨

噛んで割れると尖った形状になる
※消化管を傷つける
※消化管の閉塞

この他にも犬猫の体調や与える量によって注意が必要なものがあります。

ペットの食べ物の安全性について詳しく知りたい方は、

『飼い主のためのペットフード・ガイドライン～犬・猫の健康を守るために～』をご覧ください 🙌



■ 詳しくは、群馬県ホームページをご覧ください！

ぐんま犬猫パートナーシップ制度

検索

問合せ先：

食品・生活衛生課
027-226-2442

